

「緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金」の事前確認について

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）が給付されます。

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60** 万円 個人事業者等 ▶▶ 上限 **30** 万円 を支給します。
給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月※の売上×3ヶ月
※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

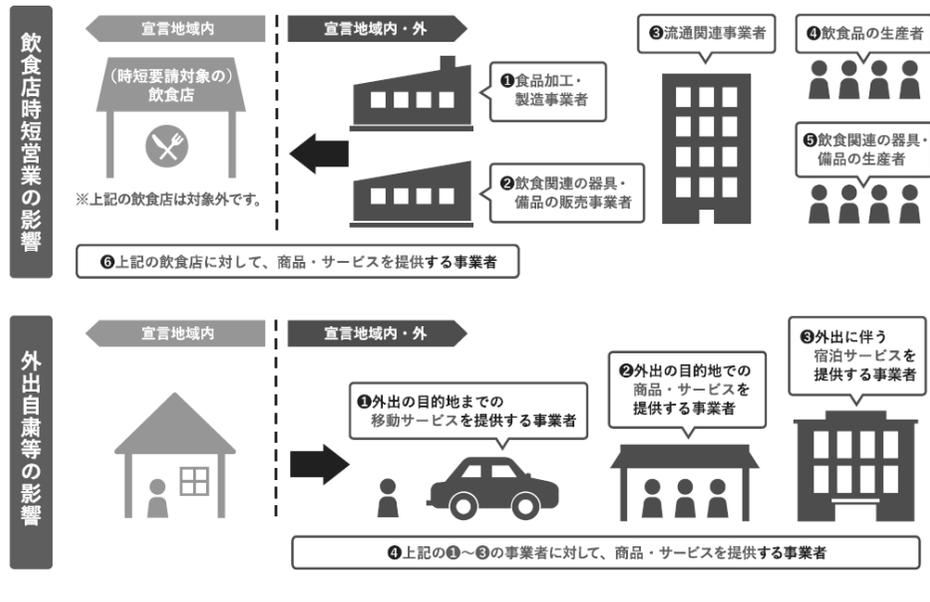
給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※
- ②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること



【申請について】

- 1 **アカウントの申請・登録** (申請ID発番)
 ・事前確認に**必要な書類の準備** <https://ichijishienkin.go.jp/>
- 2 事務局のWEBサイトから**身近な登録確認機関を検索**
 ・登録確認機関に**事前確認の依頼・事前予約** (電話又はメール)
 ★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。
- 3 **事前確認**の実施
 ⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- 4 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**



【事前確認について】

商工会では上記の「事前確認」のみを行います。申請サポート等行うことができません。申請に関するお問い合わせは相談窓口へお願いします。

- ・商工会員については電話での事前確認が可能です。また、一部の会員の方(加入から6カ月未満、会費未納の方)、非会員事業者については対面での確認となりますので、電話にて対面による事前確認を行う日を予約していただくようお願いいたします。(予約が無い場合は、お断りすることもあります。)

【事前確認の流れ】

- ①事前確認の前に申請IDを発行する
 ・一時支援金申請仮登録ページ (<https://ichijishienkin.go.jp/>) より仮登録をし、申請IDを発行します。
- ②必要書類をご準備のうえ商工会へ電話
 ・軽井沢町商工会へお電話ください。会員企業であるか確認します。
TEL: 0267-45-5307 **時間: 9:00-12:00、13:00-17:00**
- ③引き続きお電話にて事前確認、宣誓・同意事項の確認
- ④事前確認完了後、一時支援金サイトのマイページからご自身で申請してください
 (※) 申請方法は一時支援金WEBサイトからの電子申請(インターネットから申請)となりますが、ご自身の電子申請が困難な方のために、補助員がサポートする申請サポート会場もあります。

一時支援金 ホームページ

一時支援金 検索 <https://ichijishienkin.go.jp/>
スマホサイトは4月以降公開予定

一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口 ※相談窓口は、2021年5月31日(金)まで受付となります。

0120-211-240 IP電話専用回線 **03-6629-0479**

受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日) ※本電話は東京および長野県内のみ対応いたします。

裏面もご確認ください→